

# 小郡市子ども読書活動推進計画

第4次

令和2年3月

小郡市・小郡市教育委員会

はじめに	-----	2
第1章 計画策定の背景	-----	3
1. 子どもの読書活動の意義		
2. 子どもの読書活動の現状		
3. 国の動向		
4. 県の動向		
第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方	-----	7
1. 計画の趣旨		
2. 計画の目標		
3. 計画の期間		
第3章 子どもの読書活動推進のための取組	-----	10
1. 家庭・地域		
2. 幼稚園・保育所(園)		
3. 学校		
4. 図書館		
第4章 施策の効果的な推進に向けて	-----	23
1. 関係機関との連携・協力		
2. 啓発・広報等の推進		
3. 財政上の措置		
4. 今後の取組について		
第5章 子ども読書活動推進計画の実施体系	-----	24
用語集	-----	26
資料1	「子どもの読書活動の推進に関する法律」	
資料2	「第四次 子ども読書活動の推進に関する基本的な計画」(概要)	
資料3	「文字・活字振興法」	
資料4	「国民読書年に関する決議」	
資料5	「学校図書館ガイドライン」	
資料6	「小郡市読書ボランティアグループ一覧」	
資料7	「小郡市子どもの読書活動推進計画策定委員」	

**計画書内における漢字表記について**

「子ども」/「子供」・・・法令、条例等で「子供」表記がされている場合を除き、  
「子ども」と表記しています

「障がい」/「障害」・・・法令、条例等で「障害」表記がされている場合を除き、  
「障がい」と表記しています

## はじめに

子どもにとって読書は楽しみであるとともに、生きていく上で必要なあらゆることを身につけるのに役立ちます。知識のみならず、ことばの獲得や他者を思いやることのできる視野を広げることにもつながります。読書は、読解力・想像力・表現力を育み、知性や感性を豊かにし、人間性や道徳性を培う、子どもの成長に欠かすことのできないものです。

いつの時代も、子どもを取り巻く状況は社会の変化とともにあり、読書環境も大きな影響を受けます。家庭にテレビが普及しはじめた昭和の時代から、子どもの活字離れが心配されてきましたが、近年は単に本を読まないということにだけにとどまらず、そのことがもたらす弊害、たとえば、表現力や想像力の低下が原因で起こる事件など、一生に関わる問題も危惧されています。

技術の進歩や経済の発展で物質的には恵まれている現代こそ、社会全体で子どもの読書環境を整え、活動を推進して、子どもが心身ともに真に豊かであるよう支援していく必要があります。

本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」（平成13年12月施行）に基づく国の「基本計画」及び福岡県の「推進計画」をもとに、平成16年度に「小郡市子ども読書活動推進計画」（以下、「第1次計画」）を策定しました。

また、平成22年度には、「第1次計画」の取り組みの成果を検証しながら「読書のまちづくり日本一」を目指して「第2次小郡市子ども読書活動推進計画」を策定し、平成23年度に策定された「第5次小郡市総合振興計画」（平成23年度～平成32年度）では「読書のまちづくり日本一」を明文化しています。

平成27年度には、課題として残る不読率（1ヶ月の間に1冊も本を読まなかった割合）の改善などを目標に、「第3次小郡市子ども読書活動推進計画」を策定し、取り組みを行いました。この15年間で、子どもの読書活動に関心を持つ人が増え、さまざまな支援が定着してきた一方で、読書は、短期間で目に見える形で成果があがるような性質のものではないことから、市全体の関心度を高め、広くその重要性を伝え、理解を深めることが十分にできているとはいえません。取組内容の検討を含め、計画の意義、推進のあり方についての再確認が必要であると考えられます。

そこで、ここに「第4次小郡市子ども読書活動推進計画」を定め、計画の意義を再確認し、新たな気持ちで推進活動の継続拡大に取り組むこととします。

# 第1章 計画策定の背景

## 1. 子どもの読書活動の意義

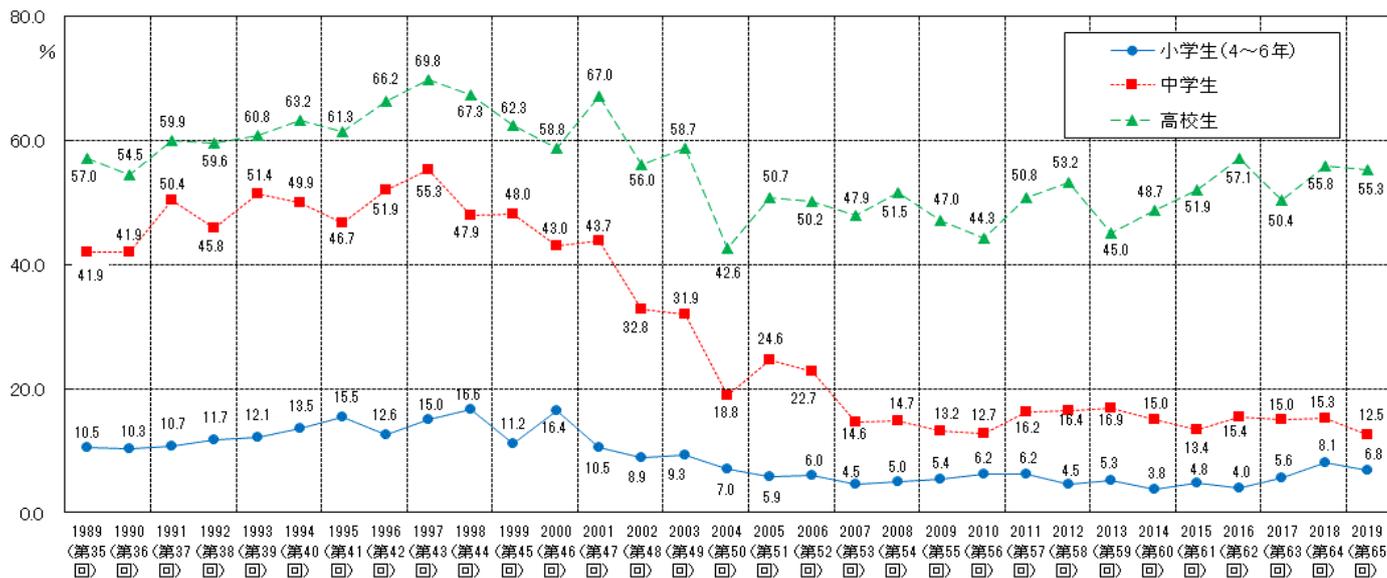
子どもは本との出会いによって、日常の直接体験だけでは得られない世界と出会い、その体験によって視野が広がり、言葉や心情を理解し、豊かな創造力や感性が育まれていきます。また、読書は自己実現を図っていくことの手助けもしてくれます。子どもが多くの情報や知識を習得し、様々な人々の生き方に触れることで、将来への夢や希望に心をときめかせるなどの喜びを感じとることもできます。

このように「読書活動」には、子ども自身が正しい判断力を身に付け、生命の大切さを感じ取り、思いやりの心と生きる喜びを見いだす、子どもの成長に欠くことのできない重要な働きがあります。子どもの健全な成長を支えるためには、子どもの読書活動を社会全体で積極的に推進していく必要があります。

## 2. 子どもの読書活動の現状

(社)全国学校図書館協議会と毎日新聞が毎年実施している「学校読書調査」(※1)によると、この5年間に1ヵ月間の平均読書冊数は、小学生(4～6年生)11.2～11.4冊、中学生4.0～4.7冊、高校生1.3～1.5冊を推移し、大きな変化はみられません。不読者の数はわずかな増減を繰り返し、2019年度(第65回)調査では、小学生6.8%、中学生12.5%、高校生55.3%という結果で、依然として年齢が高くなるほど本を読まないという状況が続いています。

過去31回分の不読者(0冊回答者)の推移



「全国学校読書調査」より

調査項目のひとつである「1ヵ月間に読んだ本」にあげられた書名を見ると、小学生はシリーズものやゲームになった作品が多数を占め、中高校生もライトノベルやテレビドラマ・映画・アニメ化された本が目立ち、全体を通して読み応えのある本が少ないことがわかりました。

読書は楽しみであると同時に、生きる力を育むために必要であることを考えると、読書量のみにとらわれず、読書の質を高めていくことが大切です。

文部科学省が平成28年度に行った「子供の読書活動の推進等に関する調査研究」(※2)では、本を読まない理由として「他の活動で時間がなかった」など、読書の時間がとれないこと以外に、「ふだんから本を読まない」「読みたいと思う本がない」といったことが挙げられ、読書習慣がないことが読み取れます。

一方、子どもの生活時間のなかで大きな割合を占め、年々増加傾向にあるのが、メディアを利用する時間です。2013年に行われた調査「放課後の生活時間調査-子どもたちの24時間-」(ベネッセ教育総合研究所)(※3)では、小学5年生から高校3年生のどの学年も、勉強とメディアの利用時間が放課後の多くを占めていて、メディア利用の平均時間に大差はありません。その傾向は、今後、低年齢層にも広がる可能性があります。

読書習慣は自然とつくものではなく、周りの大人の働きかけや支援が必要です。保護者、保育・教育関係者など、子どもにとって身近な大人が読書活動に理解と関心を持ち、地域社会全体での連携した取組が必要だといえます。

### 3. 国の動向

国は、読書の持つ計り知れない価値を認識し、子どもの読書活動について国を挙げて支援するため、平成12年を「子ども読書年」と決めました。平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」(※4)が施行され、その中で子ども読書活動の推進に関しての基本的な理念と行動内容を定め、国と地方自治体の責務を明らかにしています。

平成14年8月に同法に基づく「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、あらゆる機会とあらゆる場所において読書活動を行うことができるよう、総合的に読書環境の整備を推進することを求めています。

その後、平成20年3月には、この計画の取組と成果を踏まえ、「第二次 子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成25年5月には、「第三次基本計画」を策定しました。

そして平成30年3月、「小中学生の不読率は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い。いずれの世代においても第三次計画で目標とした進捗での改善は図られていない」ことから、「第四次 基本計画」を策定しました。この計画では改正の主なポイントとして、①発達段階ごとの効果的な取組を推進②読書への関心を高める取組を充実③情報環境の変化が子どもの読書環境に与える影響に関する実態把握・分析をあげています。

読書に関わるおもな国の動き (平成20年以降)

平成20年6月	平成22年を「国民読書年」とすることを定める(国会決議) 図書館法の改正(※5)
平成21年6月	著作権法の一部を改正する法律交付(平成22年1月施行) (※6)
平成22年7月	文部科学省に「国民の読書推進に関する協力者会議」を設置
平成23年9月	同会議報告書「人の、地域の、日本の未来を育てる読書環境の実現のために」
平成24年12月	「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」改正
平成25年6月	「第2期教育振興基本計画」策定(※7) 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 (平成28年4月施行)(※8)
平成26年6月	「学校図書館法の一部を改正する法律」(※9)可決
平成27年6月	「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」設置
平成28年10月	同会議「これからの学校図書館の整備充実について」報告
平成28年11月	文部科学省「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」を通知(※10)

平成29年	「第5次学校図書館図書整備5カ年計画」開始(※11)
令和元年6月	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」(読書バリアフリー法)(※12)

#### 4. 県の動向

福岡県では平成16年2月に「福岡県子ども読書推進計画」を策定し、その成果と課題を踏まえて、平成22年3月、平成28年8月に計画の改訂を行い、取組を推進しています。

この間に県は、平成23年度から3年間「小学生読書リーダー推進事業」(※13)として市町村で読書活動を推進する「読書リーダー」を養成し、学校や地域で読書活動の活性化を図るとともに、学力向上の基盤となる読書活動の充実を図りました。

また平成26年度には、調査・研究事業として、「中学生読書活動サポーター事業」学校・地域での読書活動の活性化を図り、「ふくおかうちどくりレー事業」(※14)で小学生のいる家庭での読書を推進しました。

さらに、これらの成果と課題を踏まえ、平成27年度からは「子どもの読書活動充実事業」として、「うちどく」と「中学生読書活動サポーター養成事業」を実施し、発達段階に応じた読書活動の取組を実施し、家庭・地域・学校における読書活動の定着と充実を図っています。

青少年アンビシャス運動では「だっこDEブックプロジェクト」(※15)の実施で、乳幼児期の子どもと保護者を対象にした読書活動を推進し、平成28年度からは、その活動を支援する人材を育成するため「絵本コンシェルジュ養成講座」(※15)を開催しています。

また、県立図書館子ども図書館では、子どもの読書活動推進の拠点として、県内の図書館における児童サービス調査や職員を対象とした研修会の実施、学校向けに、テーマごとに選ばれた「学校貸出図書セット」を配備するなど機能の充実が図られています。

## 第2章 子ども読書活動推進計画の基本的な考え方

### 1. 計画の趣旨

この「推進計画」は、子どもの発達段階に応じた理想的な読書環境をつくり、その段階ごとにふさわしい本との出会いを働きかけて、読書の持つ大きな力で子どもの成長を支えていくことを目的としています。

小郡市では、子どもたち一人一人が読書を習慣とし、読書活動が充実するように、また、読書が子どもの成長過程における心の栄養となるように、子どもの読書活動の環境を総合的に整えていきます。

#### 乳児期

乳児期は心身の成長のうえで基礎となる大切な時期です。赤ちゃんの頃から、親をはじめとするまわりの大人たちが、顔を見ながら、愛情たっぷりの語りかけをすることで、情緒が安定し豊かな感性が育まれます。

絵本を読んでもらうことは、子どもにとって、ことばを獲得するだけではなく、スキンシップを通して親子の絆が深まり自尊感情が育つ、重要な役割を果たします。親子で絵本を読む楽しい時間を、早い時期から習慣として持つことが必要です。

#### 幼児期

この頃になると幼稚園や保育所(園)などで集団生活を経験し、友だちができて、ことばも豊かになり、少しずつ自分の世界が広がります。

簡単なストーリーの絵本を楽しめるようになり、日常生活のなかで絵本中の出来事をまねたり、話したりと、十分に絵本の世界を楽しむことができます。また、自分のお気に入りの絵本を何度も読んでもらいたがります。子どもの欲求に応え読書意欲を満たすためには、周りの大人が深く関わっていくことが必要です。この時期に出会った絵本の記憶は、読んでもらった思い出とともに心の糧となり、成長していく過程で子どもを励まし、希望を与え続けるものとなります。

#### 小学生

学齢に達すると、文字を習い自分でも本が読めるようになりますが、はじめは文字を拾い読みするのが精一杯で、物語の内容を理解してストーリーを楽しむ余裕はありません。読んでもらえば長いおはなしも理解できるので、文字の読み書きが出来るようになって、子どもが読んでもらうことを希望す

るうちは、引き続き読んであげることが大切です。

この時期に大人に読んでもらうことで、読書の楽しみをたっぷり味わった子どもは、やがて、自分で本を読むようになり、成長とともに読みごたえのある物語や古典的名作、伝記、科学や歴史の本なども楽しむことができるようになります。ただし、それらの本を自分で手に取ることは少ないので、学校や図書館では、ブックトーク(※16)などの方法で、紹介する必要があります。また家庭でも、本を話題にしたり、家族で図書館や書店に出かけるなど、大人が関わり、本と親しむ環境や習慣をつくるのが大切です。

### 中学生から高校生

思春期を迎えるこの時期は身体的にも心理的にも不安定で、さまざまな悩みを抱える時期です。興味や関心に個性が現れ、本をよく読む子どもと読まない子どもの差が広がる時期です。しかし、悩みや問題と向き合ったときに読書を通して答えを得ることもあり、そのためにも、自由に幅広く読書ができるように読書環境を整えておくことが重要です。読書習慣のない子どもが本を読まない理由として、何を読んでよいかわからないといった事が挙げられていることから、周囲の人が本を紹介する働きかけが大切です。

また、専門的な知識を習得したいという欲求やいろいろな事柄への関心も強くなるので、家庭や社会は、この年代の子どもたちに十分な情報提供ができるように対応していかなければなりません。自分で正しい情報を獲得することができるよう、図書館の有効な活用方法を学ぶ機会を作ることも必要です。

## 2. 計画の目標

### (1) 家庭・地域・学校・図書館での子どもの読書活動の推進

家庭・地域・学校・図書館のそれぞれが担うべき役割を明確にし、それに応じた取組が主体的にできるよう努めていきます。また、相互に連携・協力した取組ができるよう、ネットワークを構築していきます。

### (2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

子どもの読書習慣を培い、知識・想像力を豊かにするために、資料の充実と施設等の整備を図ります。また、読書活動の専門的職員の資質向上や読書ボランティア(※17)の育成等に取り組みその活動を支援していきます。

### (3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

子どもの読書の意義や重要性について、市民への理解と関心を深めていく必要があります。講演会・研修会・イベント等の読書活動関連の事業を通して、広く啓発活動を進めます。また、あらゆる機会に子どもの読書に関する様々な情報を提供し、社会的理解を求めていきます。

### (4) 子どもの読書活動に関する調査の実施

子どもの読書活動に関する調査を実施して、現状の把握をします。また、調査結果を踏まえて、今後の子どもの読書活動推進の方向性を探ります。

## 3. 計画の期間

令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間とします。

## 第3章 子どもの読書活動推進のための具体的な取組

### 1. 家庭・地域

生活の基本の場である家庭は、子どもが読書習慣を身に付けるいちばん身近な場所です。保護者が子どもの成長に合わせて「語りかけ」や「読み聞かせ」をすることは、子どもにとって楽しい経験であり、読書活動の基礎ともなります。

読書を習慣づけるためには大人自身が読書に親しみ、子どもが本に親しむ環境をつくり、読書の楽しさを体験させることが必要です。また、子どもの成長や個性を理解している保護者が、その時々興味や悩みに答えたり関心を膨らませたりできる本を手渡すことにより、読書意欲の向上につながります。

家庭での取り組みを推進するために、乳幼児期から本と出会う機会を作り、保護者の理解を深めることが重要といえます。

#### (1) 家庭での子どもの読書活動の推進

##### ① 図書施設の活用、「おはなし会」(※18)等の充実・参加の呼びかけ

市立図書館以外にも本のある環境を整備しています。各校区のコミュニティセンターでは、図書室や図書コーナーを設置し、市立図書館から施設への団体貸出を行って、子どもの身近な場所で本と出会う機会を作っています

また「おはなし会」など、読書活動に関する行事も開催しています。まだ十分に本を選ぶことのできない子どもが、新たに本と出会う機会になっています。親子で参加した場合は、ともに楽しんだ体験が、家庭での読書活動につながる効果が期待できます。今後も、本とふれあえる魅力的な行事を提供するとともに、読書ボランティアや活動グループを支援して、開催の機会や内容の充実を図っていきます。

これらの行事の周知や図書コーナーの利用を促進するために、チラシや広報誌、コミュニティセンターの広報紙等によるPRに努めます。

##### ② ブックスタート事業(※19)の推進

平成14年度から10か月児健康診査時に、絵本を介した親子のコミュニケーションを勧め絵本等(ブックスタートパック)をプレゼントする、ブックスタートを行っています。その際に、読み聞かせのアドバイスを行うとともに、早い時期から本とふれあうきっかけをつくる大切さを説明しています。

また、この事業効果を検証するために、平成15年からアンケート調査を実施しており、福岡女学院大学との分析研究をすすめています。アンケートの中間分析では「普段から子どもと絵本を介したコミュニケーションをとっている母親は

育児ストレスが低く、安心感を持って育児にのぞんでいる」「読み聞かせを行う父親は育児にも積極的に関わっている」「読書が好きな保護者の子どもは読書好きになる傾向がある」などの結果が出ています。

このようにブックスタートは、子育てを支援するとともに、子どもの読書習慣をつくるきっかけとしても効果的な事業といえます。ブックスタートの普及のために、対象者全員がブックスタートを受けられることができるよう、10か月児健康診査での案内や未受診者への対応を、関係課が連携をして行い、引き続き、事業の継続と充実を図っていきます。

また、ブックスタートを受けた後のフォローアップとして、発達段階に応じた本との出会いを支援するために、市立図書館等で乳幼児を対象としたおはなし会や絵本を紹介する機会を作ります。

## (2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

### ① 選定絵本・図書リスト等の活用

数多く出版される本の中から子どもにあった本を選ぶことは困難です。ブックスタートでは、「おすすめの絵本リスト」を配付して家庭での読書活動を推進しています。また市立図書館では、子どもの発達段階に応じて絵本を選びセットにした「絵本パック」を用意し、乳幼児のいる家庭の利用に供しています。今後も、乳幼児から就学前までの発達段階に適した絵本や図書を選定して、ブックリスト等を作成し活用をすすめていきます。

学齢の子どもに向けては、学校で図書リストを作成しています。適宜、リストを見直しながら子どもの成長や状況に応じた図書情報を提供していきます。

### ② 学童保育所における読書活動の充実

施設の状況に応じて、読み聞かせなどを行い本の楽しさを伝えています。

また、図書コーナーを設置し、遊びの中で本とふれあい、読書に親しむ環境を作っています。

今後も、読書ボランティア等の協力も得ながら、本に関連した行事を行い、児童がともに本の楽しさを共有する時間を作ります。

図書コーナーは、児童が手に取りやすい工夫をしながら、市立図書館の団体貸出等を利用して充実を図っていきます。

### ③ 推進者への支援

市内9カ所にあるアンビシャス広場で、読書に関する情報提供を行い、必要に応じて市立図書館の本を貸し出すなど、活動の支援を行います。

また、青少年育成市民会議など、子どもに関する活動を行う団体に対して、読書推進に関する働きかけを行います。

### (3) 子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

#### ①「読書活動関連の講座」の開催

読書に関する様々な情報提供を行い、子どもの読書活動への関心を高めて、その重要性についての理解を促します。そのために、子育てを支援する関連施設や関係機関において、保護者や関係者を対象にした講座や講演会を開催します。

#### ②子ども読書の日・読書週間の取組

4月23日は「子ども読書の日」(※20)として制定(「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月施行)されています。法律の趣旨に沿った行事等を開催して、子どもの読書活動推進のための啓発を行います。

また、こどもの読書週間と秋の読書週間には、本の魅力を伝える機会ととらえ、引き続き、啓発や広報を行います。

#### ③「家読(うちどく)」(※21)への取組

子どもが読書習慣を身に付けるためには、家庭での読書環境を整えることが大切です。いつも家庭のなかの子どもの目につきやすい場所に本があり、子どもの周りにいる大人が普段から本に親しむ姿を示すことは、子どもが読書に興味を持つきっかけとなります。

また、健康被害が問題となっているテレビやパソコン、スマートフォンなどの長時間の使用を改善するためにも、ゲーム等で遊ぶ時間を定め、家族全体で協力をして読書の時間をつくるなど、生活習慣を整える努力が必要です。

「家読」は、本を介した家族間のコミュニケーションを推奨する運動です。家族間で本を紹介しあうなど、各家庭において取り組みやすいことから「家読」が習慣になるよう、啓発活動の方法を見直し推進していきます。

#### ④関係機関(者)の連携

小郡市では、0歳～就学前の子どもとその保護者を対象に子育て支援事業を行っている機関が連携して、互いの専門知識や技術を活かし、子育てに関する総合的な支援を行う「小郡市子育て連絡会」を組織しています。今後も、このような連携体制を活用して、関係者および保護者に対して、子どもの読書活動推進に関する啓発を行います。

## 2. 幼稚園・保育所(園)・地域子育て支援拠点

幼稚園・保育所(園)は、新たな人との関わりが生まれ、人格形成の基礎を築く場所です。他者を思いやる、相手に自分の考えや気持ちを伝えるなど、読書からも多くを学ぶことができます。

生活の中で、子どもたちが自ら本を手にとることができるスペースを設置したり、読み聞かせによって先生や友だちと一緒に絵本を楽しむことで、本に対する興味や関心が持てるようになり、より豊かな感性が育ち、人への愛情や信頼感が育まれていきます。

そのために、幼稚園・保育所(園)では年齢に応じた絵本を選び、日常的に子どもが本にふれあう環境をつくる必要があります。また同時に、教諭・保育士の意識と技術の向上、保護者への啓発も重要です。

### (1)子どもの読書活動の推進

#### ①絵本や物語に親しむ取組

幼稚園・保育所(園)では、教諭や保育士による絵本の読み聞かせを生活時間の中に積極的に取り入れ、絵やことばの中に楽しさや喜びを見つけるための読書活動を行っています。また、保護者や読書ボランティアによる「おはなし会」を実施しているところもあります。今後も取組を拡げ、継続的に行われるように努めます。

市立図書館や移動図書館車(しらさぎ号)は、子どもたちが新たな本に出会うきっかけを作ります。市立図書館の団体貸出の利用と併せて活用していきます。

#### ②幼稚園や保育所(園)における未就園児への取組

家庭で、保護者が子どもに対して絵本の読み聞かせを行うなど、自分の声で直接語りかけを十分に行うことが、子どものすこやかな成長にかかせません。

幼稚園や保育所(園)では、園の開放日など未就園児の来園の機会をとらえ、子どもと保護者に対して読み聞かせを行ったり、絵本を貸し出すなど、入園までの読書体験を支援するための取組を行っています。

#### ③地域子育て支援拠点での取組

市内4か所に設置された「子育て支援センター」と東野校区コミュニティセンター内の「つどいの広場」では、未就園児とその保護者が絵本を介したコミュニケーションを図れるように、職員や読書ボランティアによる絵本の読み聞かせや絵本の貸し出しなどを行っています。

#### ④家庭教育学級での取組

子育て中の保護者向けの講座「家庭教育学級」の中で、子どもの本や読書についての講座を設け、子どもの発達段階に応じた読書活動への理解と関心を深めるように努めます。

### (2)子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

#### ①図書スペースの確保と図書の充実

子どもたちがいつでも絵本にふれることができるような場所に、図書室や図書コーナーを設置して、自発的な読書習慣や継続的な読書活動を支えています。

また、子どもが手に取るような魅力ある図書を揃えて、内容の充実を図っていきます。そのために、市立図書館との連携を持ちながら団体貸出の利用をすすめていきます。

#### ②推進者の育成・支援

これらの読書活動を充実させるために、幼稚園・保育所（園）では、教諭や保育士が読書指導や図書の利用指導を学ぶための研修会や講習会への積極的な参加をすすめていきます。

また、幼稚園・保育所（園）でも、研修の機会を作るよう努めます。

### (3)子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

#### ①保護者へのはたらきかけ

各幼稚園や保育所（園）、市立図書館との連携を深め、読書活動の情報交換を行っていきます。

保護者には、講演会などで乳幼児期からの読書（読み聞かせ）の大切さや絵本の楽しさを伝え、成長に応じた絵本の選び方や選定図書リスト等の紹介をしていきます。市立図書館等で行われる子ども読書関連の催事等の案内も積極的に行います。

また、家庭でも本と親しむ機会がもたれるように、図書コーナー等から絵本の貸出を行い、家読への働きかけを行っていきます。

### 3. 学 校

学校は子どもが一日の生活の中で多くの時間を過ごす場所であることから、学校での読書活動は、子どもの成長に大きな影響を与えます。

平成29年度に改訂された学習指導要領では、教育内容の主な改善事項として、「発達の段階に応じた語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成」「学習の基盤としての各教科等における言語活動（レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど）の充実」を掲げ重視しています。

学習に必要な言語能力を身につけるには、読書を習慣づけ、語彙を増やし、文章を読み解く力をつけることが必要です。また、読書によって心を動かし、想像力を育むことも子どもの成長にとって大切です。

学校での読書活動を支えるため、国が定めた「学校図書館ガイドライン」を踏まえ、学校図書館機能の充実を図るなど、学校での読書環境の整備、読書活動への取組を推進していく必要があります。

#### (1) 学校での子どもの読書活動の推進

##### ① 学校の特色を活かした読書指導・読書活動の取組

「朝の10分間読書」や一斉読書時間の設定により、自由で主体的な読書環境を作り、読書が習慣となるよう取り組みます。また、読書が苦手であると感じている子どもにも本の魅力を伝えるために、学校司書・司書教諭が中心となって「読み聞かせ」や「ブックトーク」「アニメーション」(※23)など、積極的な働きかけを行います。授業では、学校図書館や市立図書館の図書を活用し、子どもの調べる力を育てます。

子どもは、先生や友人から薦められたことがきっかけで、読書に興味をもつことがあります。学校では教職員が休み時間などに子どもに本を読んだり、委員会活動を利用して、昼の放送時間に本の紹介や物語の朗読を行ったり、図書委員が、「おはなし会」や「ビブリオバトル」(※24)を行うなど、学校の特色を生かして本の魅力を伝えます。

##### ② 学校図書館の運営

学校図書館には、読書活動や読書指導の場としての「読書センター」、学習活動や授業の内容を豊かにする「学習センター」、児童生徒や教職員の情報収集を支援し、資料選択や活用能力を育成する「情報センター」の役割があります。また、一時的に学級になじめない子どもの居場所となる場合もあります。

このように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備である学校図書館の運営は、校長のリーダーシップの下、本に詳しく、子どものことを理解

している司書教諭と専任の学校司書が中心となって、全教職員が連携して行います。

また、図書の貸出・返却、読書関連行事の企画など、学校図書館運営には図書委員会の児童生徒が大きな役目を担っています。それぞれの役割を明確にして、学校における読書活動の充実を図っていきます。

### ③学校図書館支援センターの設置

学校図書館が十分に活用され機能するためには、あらゆる教育機関との連携が必要です。司書教諭や学校司書に情報を提供し活動をサポートするために、平成18年度から学校図書館支援センターを設置しスタッフを配置して、学校図書館の機能向上と、市立図書館等の教育機関との連携を推進しています。

学校図書館支援センターの業務は、授業や調べ学習、学級文庫などで使用する図書資料の選択、学校図書館の運営に関する支援、情報提供など、専門的で多岐にわたります。引き続き学校図書館支援センターには、知識と経験をもった専任スタッフを配置し、学校図書館の支援に力を入れていきます。

### ④学校と市教育委員会との連携

学校と市教育委員会（教務課・図書課）は連携を密にして、子どもの読書活動の支援、推進に当たっていかなければなりません。「小郡市教育機関学校図書館合同会議」等の機会を使って、各学校との情報交換や読書活動実践例の紹介、優良事例の検討実施などを行います。

また、市教育委員会は、学校図書館の充実に向けた施策を推進し、読書活動の総合調整や指導を行うとともに、教職員・司書教諭・学校司書を対象にした研修会・講習会等を開催し、より一層の学校読書活動充実のための働きかけを行います。

### ⑤高等学校・専門学校・特別支援学校ほか

市内の県立高等学校、専門学校、特別支援学校、私立小学校とも情報交換等を行い、読書活動の推進を支援していきます。市立図書館、学校図書館支援センターが働きかけ、相互に連携・協力していくための組織づくりを行い、より効果的な取組を目指します。

## (2)子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

### ①学校図書館の「読書センター」「学習・情報センター」機能の充実

児童生徒が、生涯にわたる読書習慣を身につけるため、学校図書館を使って読書の機会の拡充や図書の紹介、様々な図書に触れる機会を確保し、「読書センター」としての機能を充実させます。また「学習・情報センター」として、授業内容を豊か

にするために資料を充実させ、資料・情報収集の手助けを行い、児童生徒の主体的・対話的で深い学びを実現するために、学校図書館の利活用の指導・支援を行います。

このような学校図書館の機能を果たせるよう、学校司書・司書教諭の連携を深め、校長のリーダーシップの下、全教職員の共通理解を図っていきます。

## ②学校図書館の情報通信・物流ネットワークシステムの利用

平成22年度に市立図書館と学校図書館の一体型新システムを導入し、市立図書館・市立小中学校・県立高等学校・専門学校の蔵書を管理しています。

学校図書館に配置したネットワークコンピュータで、市立図書館や全学校図書館の蔵書情報を得ることができます。また館内OPAC(※25)では、児童生徒が自ら本を検索することができます。必要な資料は、週2回、定期運行しているメール便(巡回配本車)を利用することにより、相互貸借が可能です。メール便には埋蔵文化財センターが所蔵する土器等の実物資料「貸出セット」の利用も可能となっています。

この様々な館種の連携を可能にしているネットワークは、学校における読書活動や学習支援に大いに役立っています。新年度には、新任の教職員に利活用について紹介するなど、今後も利用拡大とともにシステムの有効活用を図ります。

## ③学校図書館の図書資料の充実

児童生徒の発達段階に応じた豊かな読書体験の機会をつくり、幅広い興味や関心に応え、各教科の効果的な学習を進める上で、学校図書館の資料の充実は重要です。

そのためには、定期的に蔵書の見直しを行い、資料の廃棄作業を行って書棚を整備する必要があります。また同時に、予算措置を行い、計画的に新しい資料の購入や基本的な資料の買い換えを行って、魅力ある学校図書館作りのための整備を行っていきます。

また、選挙年齢の引き下げや、学習を通して情報の収集・選択や課題解決の能力を養うために新聞の配備を行います。

## ④学校図書館の環境整備

図書を手にとりたくなるように展示したり、選びやすいように配架を工夫したり、サインを作るなど、学校図書館を児童生徒が利用しやすい環境に整えることが必要です。また、こまめな清掃や家具の配置を見直すなど、清潔で気持ちの良い室内空間作りが大切です。

学校司書が計画をたて、司書教諭や図書委員との連携協力のもと、より快適で魅力のある学校図書館作りに努めます。

### ⑤ボランティア団体との連携・協力

学校では読書ボランティアやゲストティーチャーによる、読み聞かせやおはなし会、ブックトーク、読書講演会などを実施しています。これらの取組は、児童生徒が、本と出会う新たな機会となっており、地域のボランティアや保護者との連携も深まっています。

また、このことにより、児童生徒の読書習慣の形成や、地域住民の子どもの読書活動への理解、支援が広がっています。今後も継続して連携・協力の充実を図っていきます。

### ⑥学校司書・司書教諭の配置および研修

学校図書館を効果的に機能させるために、学校司書や司書教諭、学校図書館担当教諭の果たす役割は、ますます重要となります。引き続き、これらの専任スタッフを適切に配置して、学習支援や学校図書館の運営に取り組んでいきます。

さらに、これら専任者の資質の向上をはかるため、計画的、継続的な研修の機会を作ります。また、学校における読書活動の理解を深めるため、教職員を対象とした研修や研究会を実施します。

### ⑦障がいのある子どもの読書活動の推進

障がいのある子どもが豊かな読書活動を体験できるよう、障がいの状態に応じたさまざまな形態の資料を充実させ、読書のバリアフリー化を目指します。また、学校図書館を利用しやすいよう環境を整え、視聴覚機器の活用やボランティアによる読書支援等を行っていきます。

## (3)子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

### ①読書関連行事等の実施

「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」「読書週間」は、読書の楽しさをPRできるよい機会です。「読書まつり」など、学校の規模や特性に合わせた読書行事等を企画し、学校全体で取り組み、本に親しむ習慣を育てていきます。

またこれらの読書行事をきっかけとして、読書への苦手意識が軽減され、読書を習慣づけることができるよう、継続的な働きかけを行います。

### ②PTAとの連携、保護者への働きかけ

家庭でも読書が習慣となるよう、PTAと連携をし「家読」を推進していきます。学校で発行する広報誌、「PTA新聞」「図書館だより」などを利用して、本の紹介や読書の魅力を伝えていきます。また、長時間のメディア使用を見直し、家庭でも読書の時間を作ることの必要性を継続的に広報していきます。

授業参観、学校公開日などを利用して講演会などを開催し、保護者への働きかけを行っていきます。

## 4. 図書館

図書館は、子どもの知的欲求に応え、生涯にわたる学びの情報拠点として、さまざまな資料を収集・保存し提供しています。また、資料と資料の活用に関する知識を持った司書が読書活動をサポートしています。

市立図書館は、子どもの読書活動の推進拠点として、地域、幼稚園・保育所(園)、学校、読書ボランティアなど、子どもと子どもの読書に関わる人たちと連携しながら、子どもがたくさんの良い本と出会うことのできる環境整備と読書意欲を向上させる活動を積極的に推進していきます。

### (1) 図書館での子どもの読書活動の推進

#### ① 団体貸出

身近な場所に本があることで、子どもたちが本と出会う機会が広がります。幼稚園・保育所(園)・小中学校、学童保育所、子育て支援施設・コミュニティセンターなど、子どもが多く時間を過ごす団体に対して、年齢や利用者層に合わせた図書を選び長期間貸し出ししています。

対象となる団体には広報をして、さらに利用の拡大充実に努めます。

#### ② 移動図書館車

移動図書館車「しらさぎ号」は、幼稚園・保育所(園)と市立の全小学校を定期的に巡回しています。開放的な雰囲気の中、図書館職員や友達と会話をしながら本を選ぶ時間は、学校図書館とはまた違った楽しみがあります。

今後も子どもたちの読書の幅を広げるような選書を行い、読書週間などの機会をとらえて行事の企画を行うなど、利用の継続・拡大に努めます。

#### ③ 学校への協力

##### ア. レファレンスの支援

子どもの学びをより豊かにするよう、授業の内容に沿った資料を選書して、学校や学級へ貸し出しています。また、主に国語の教科書で紹介されている図書を「教科書セット」として用意し、学校の要望に応じて配本しています。

引き続き資料を充実させ、学習を支援していきます。

##### イ. 図書利用カードの作成・図書館バックの配布

児童が自分専用のカードを持つことは、図書館利用のきっかけとなります。

小郡市では、市立図書館と学校図書館で共通の利用カードを作成し、小学校新一年生には図書館バックを配布して、図書館利用の機会をつくっています。

今後も継続して行い、図書館利用を促します。

#### ウ. 学級図書コーナー（学級文庫）の充実

学級文庫は、児童生徒の目につき手に取りやすい点で、本と出会い読書に関心をもつ契機となる効果があります。学級文庫用に選んだ本をセットにして団体貸出を行ったり、市立図書館のリサイクル本を配布したりして、学級文庫を充実させていきます。

#### エ. 図書資料相互利用のシステム活用

市立図書館と各学校図書館で定期運行しているメール便が、図書資料の相互貸借を充実させています。今後も利用の拡大と運用の充実を図り、活用していきます。

#### オ. 読書指導や読書教育に関する研修会の開催

読書活動に対する指導や図書活用などの資質向上のために、司書教諭・学校司書・教職員を対象にした研修会や情報交換の機会を拡充し、より一層の充実を図っていきます。

#### カ. 本好きの子どもを育てるための取組

本が好きな子どもを増やすために、平成25年度から「本はともだちプロジェクト」事業（※26）に取り組んでいます。読書が苦手と感じている、何を読んだらいいかわからないなど、読書習慣のない子どもを視野に入れた取組をし、本好きの子どもを育てます。

### ④「家読（うちどく）」の推進

家庭での読書活動を推進するため、「家読」を推進しています。市立図書館に「家読」のコーナーを作り、おすすめの本の展示やブックリストを設置し、利用に供しています。また「うちどくダイアリー」を活用して、新たに「うちどくマスター」（※27）の認定制度を設け、啓発を行っています。

平成30年度から、この活動を支える人材を育成するため「家読推進ボランティア養成講座」を開催しています。今後は、ボランティアの協力を得ながら、継続的な働きかけを行います。

## (2) 子どもの読書活動推進のための環境整備及び推進者の育成・支援

### ① 児童書コーナーの充実

子どもの成長に応じた魅力ある蔵書構成を図るための予算を確保し、資料を充実させます。また、子どもが利用しやすいレイアウトであるよう工夫をします。施設の老朽化で改善が必要な部分は、こまめな補修を行って快適な空間づくりに努めます。

乳幼児やヤングアダルト（※28）など、利用者層を絞ったコーナーでは、対象者に合わせて選んだ図書等を紹介するとともに、選書の参考になる本やイベントのチラシ、リーフレットなど必要と思われる情報を提供します。

また、市内に居住する外国人の子どものために、外国語の図書や日本語を学ぶための図書の収集もすすめていきます。

## ②インターネットコーナー

学習指導要領の改訂により、2020年度から小学校でプログラミング教育が始まります。子どもの成長の早い段階で、パソコン等を使用する機会が増えることとなります。情報検索のために市立図書館で開放しているパソコンは、小学校4年生以上の子どもが使用することができます。情報リテラシー能力を高める観点から、子どもが、活字の資料と併せて情報収集ができるよう支援し、充実をはかっていきます。

## ③障がいのある子どもへのサービス

障がいのある子どもの読書活動を支援するために、布の絵本(※29)、録音資料、マルチメディアデージー図書、ユニバーサルデザイン絵本(※30)など、さまざまな形態の資料収集を行い、読書のバリアフリー化を目指します。これらの資料を収集し紹介することは、対象者の利用に供するだけでなく、障がいを理解するきっかけとなります。引き続き、収集に努めるとともに、学校や施設へ資料の紹介を行っていきます。

平成30年度から、録音図書制作のための音訳ボランティアの養成講座を開催しています。録音資料を必要とする子どもの要望に応えることができるよう、ボランティアとの連携も行っています。

また、障がいのある子どもが市立図書館を利用しやすくなるよう、施設の点検や整備に努めます。

## ④司書および図書館職員の研修

図書館における専門職員である司書は、資料に関する知識を持ち、子どもや保護者へ適切な資料の紹介や助言を行い、読み聞かせなどで子どもを本と結びつける、子どもの読書推進が活発となるように様々な取組を行う役割を担っています。また、図書館職員も司書と協力をして、これらの取組を行います。

司書や図書館職員が十分に役割を果たせるよう、継続的に研修を実施し資質向上を図れるように努めます。

## ⑤読書ボランティアの育成と活動支援

子どもの読書活動推進に、読書ボランティアの活動は大きな役割を果たしています。小郡市では、市内で活動している読書ボランティア団体が協議会を設立し、相互が連携して活動を行っています。

読書ボランティア活動が、長く継続され、よりよい活動が行われるよう、情報提供や資質向上のための研修会や講習会を開催して活動を支援し、新しい人材の

育成にも努めます。

#### ⑥家庭文庫・地域文庫等の活動支援

子どもの身近な場所に本があり、気軽に本に触れることのできる場所として、地域の集会施設や個人宅を開放して本の貸し出しやおはなし会などを行う、文庫があります。児童館など、子どものための施設がない小郡市では、子どもの居場所としての役割も担っています。引き続き、文庫の開設と活動を支援し連携に努めます。

#### ⑦校区コミュニティセンター図書室の活用

平成25年度に改装した三国校区コミュニティセンターの図書室には、市立図書館の職員が交替で在室し、サービスを行っています。子育て中の保護者の利用が多いことから、「子どもと子育ての棚」を作り、関係する本を集めて紹介しています。また、近くに小学校や保育所があり、放課後の時間帯には大勢の小学生が立ち寄るため、児童書の棚を充実させました。

今後は市立図書館と同様に新刊の受け入れを行い、魅力ある書棚作りを目指すとともに、子どもと緊密に関わることのできる環境を生かして、在室する1名の職員でも行うことのできるサービスを検討し、読書へのアプローチを行っていきます。

### (3)子どもの読書活動への理解と関心を深めるための啓発活動

#### ①図書館行事の開催

おはなし会や読書関連行事は、図書館利用をより楽しくする機会となります。夏休みなどの長期休暇、お正月やクリスマスなどの時節に合わせたイベントやおはなし会を開催し、子どもたちが本と出会う機会を提供します。

また、夏休みは宿題や自由研究などで資料を求める子どもが増えることから、展示や行事で、資料紹介や調べ方などの学習支援を行います。

子どもの読書活動推進には、大人、なかでも保護者の支援が欠かせないことから、市民・保護者を対象にした子どもと読書に関する講演会等を開催して、読書活動への理解を深めていきます。

#### ②啓発・広報活動

読書行事やイベント、市立図書館での展示などは、市の広報紙や市立図書館のホームページ等で広報をする以外に、より多くの人に情報が届くよう案内チラシの配布先にも工夫をします。また近年は、SNSから情報を得る世代も増えていることから、市のTwitterやFacebookも活用します。

市内で行われるイベントなども活用し、読書に関心がない子どもや保護者に働きかけを行い、今後も引き続き、積極的な啓発活動をすすめていきます。

## 第4章 計画の効果的な推進に向けて

### 1. 関係機関との連携・協力

#### (1) ネットワーク

本計画の具体的な活動は、教育機関や行政機関、児童施設、協力団体等のそれぞれの分野で専門的に取り組まれます。市立図書館は推進拠点として、関係機関と相互の情報交換や取組の調整を行い、より効果的な活動を推進していきます。

#### (2) 大学・専門学校との連携・協力

市立図書館と大学図書館や専門学校との連携・協力体制は、福岡女学院大学、高尾看護専門学校、平岡学園との間で行っています。

ブックスタート事業の効果分析研究や図書資料の相互貸借など、子どもの読書活動への協力や助言と専門分野からの情報収集が可能になっています。

引き続き、大学・専門学校との連携・協力を行っていきます。

### 2. 啓発・広報等の推進

子どもが読書に興味や関心を持ち、子どもの読書活動に携わる人たちの資質向上を図るために、様々な啓発・広報活動を行う必要があります。そのためには、幅広く情報を共有して、関係する各団体との連携を密にしていかなければなりません。そして、子どもの読書活動への関心と理解が、市民の間に広く深まっていくように努めていくことが重要です。関連行事やイベント等の開催をとおして、子どもの読書活動の推進を広く市民に紹介していきます。

### 3. 財政上の措置

(1)市は、この推進計画に示された各種施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

(2)市は、この推進計画に示された子どもの読書活動の推進に関する各種施策のための必要な財政上の措置を講ずるよう、国・県に働きかけていきます。

### 4. 今後の取組について

小郡市子ども読書活動推進計画策定に携わった関係機関や団体との意見交換等を行い、本計画の円滑な推進に努めていきます。また、今後の推進状況等を検討していく機関は「小郡市子どもの読書活動推進計画策定委員会」とし、この推進計画の取組等について総合的な意見を求めていきます。

## 第5章 子ども読書活動推進計画の実施体系

	施策項目	実施区分	担当・所管課
1. 家庭・地域	(1)-①「おひなし会」等の充実と参加の呼びかけ	継続	図書館 コミュニティ推進課
	(1)-②ブックスタート事業の推進	継続	健康課, 図書館
	(2)-①選定絵本・図書リストの活用	継続	健康課 図書館, 教務課
	(2)-②学童保育所における読書活動の充実	拡充	子ども育成課
	(2)-③推進者への支援	拡充	図書館
	(3)-①「読書活動関連の講座」の開催	拡充	図書館, 教務課 コミュニティ推進課
	(3)-②子ども読書の日・読書週間の取組	拡充	図書館, 教務課 学校給食課
	(3)-③「家読」への取組	拡充	図書館, 教務課
	(3)-④関係機関(者)の連携	継続	子育て支援課, 子ども 育成課, 保育所・幼稚園課, 図書館
2. 幼稚園・保育所(園)・ 地域子育て支援拠点 事業	(1)-①絵本や物語を親しむ取組	継続	保育所・幼稚園課 子育て支援課
	(1)-②幼稚園・保育所(園)における未就園児への取組	拡充	保育所・幼稚園課
	(1)-③地域子育て支援拠点での取組	拡充	保育所・幼稚園課 子育て支援課
	(1)-④家庭学級での取組	継続	子ども育成課
	(2)-①図書スペースの確保と充実	拡充	保育所・幼稚園課 子育て支援課
	(2)-②推進者の育成・支援	拡充	保育所・幼稚園課 子育て支援課
	(3)-①保護者へのはたらきかけ	拡充	保育所・幼稚園課 子育て支援課
	3. 学 校	(1)-①学校の特色を活かした読書指導・読書活動の取組	拡充
(1)-②学校図書館の運営		継続	教務課
(1)-③学校図書館支援センターの設置		継続	図書館

	(1)-④学校と市教育委員会との連携	拡 充	教務課, 図書館
	(1)-⑤高等学校・専門学校・特別支援学校ほか	拡 充	教務課, 図書館
	(2)-①学校図書館の「読書センター」機能と「学習・情報センター」機能の充実	拡 充	教務課, 図書館
	(2)-②学校図書館の情報通信ネットワークシステムの利用	拡 充	教務課, 図書館
	(2)-③学校図書館の図書資料の充実	継 続	教務課
	(2)-④学校図書館の環境整備	継 続	教務課
	(2)-⑤ボランティア団体との連携・協力	拡 充	教務課・図書館 コミュニティ推進課
	(2)-⑥学校司書・司書教諭の配置および研修	継 続	教務課
	(2)-⑦障がいのある子どもの読書活動の推進	継 続	教務課・図書館
	(3)-①読書関連行事等の実施	拡 充	教務課
	(3)-②PTAとの連携、保護者への働きかけ	拡 充	教務課, 図書館 コミュニティ推進課
4. 図書館	(1)-①団体貸出	拡 充	図書館, 福祉課 子ども育成課
	(1)-②移動図書館車	拡 充	図書館, 教務課 子ども育成課 保育所・幼稚園課 コミュニティ推進課
	(1)-③学校への協力	拡 充	図書館, 教務課
	(1)-④「家読」の推進	継 続	図書館
	(2)-①児童書コーナーの充実	継 続	図書館
	(2)-②インターネットコーナー	継 続	図書館
	(2)-③障がいのある子どもへのサービス	拡 充	図書館, 教務課 福祉課
	(2)-④司書および図書館職員の研修	継 続	図書館
	(2)-⑤読書活動ボランティアの育成と活動支援	継 続	図書館
	(2)-⑥家庭文庫・地域文庫等の活動支援	拡 充	図書館 コミュニティ推進課
	(2)-⑦校区コミュニティセンター図書室の活用	拡 充	図書館 コミュニティ推進課
	(3)-①図書館行事の開催	継 続	図書館
	(3)-②啓発・広報活動	拡 充	図書館

## 用語集

### ※1 学校読書調査

全国学校図書館協議会と毎日新聞社が、全国の小・中・高等学校の児童生徒の読書状況について毎年行っている調査。調査の項目は、毎年定例のものと年ごとに特設したものとがある。「5月1か月間に読んだ本の冊数」「読んだ本の書名」「5月1か月間に読んだ雑誌の冊数」「ふだん読んでいる雑誌名」は、毎年調査している。

2019年度調査では、「読書とのかかわり」「読書はどんなことに役だったのか」「スマートフォンやタブレットの使用」「学校がある日の時間の使い方」「これまでに読んだ本の中でいちばん好きな本」について調査を行っている。

### ※2 子供の読書活動の推進等に関する調査研究

文部科学省が平成28年度に行った委託調査。「第三次子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」をふまえ、各段階（小学生、中学生、高校生）における子どもの読書活動の実態、子どもの読書活動に影響する要因、子どもの読書活動と意識・行動等との関連性を把握することを目的とし行った。

### ※3 放課後の生活時間調査-子どもたちの24時間-

ベネッセ教育総合研究所が、生活や学習における課題を明らかにすることを目的として、子どもたちの時間の使い方や意識について行った調査。第1回目は2008年に行われた。

### ※4 子どもの読書活動の推進に関する法律

子どもの読書活動の重要性に鑑み、子どもが自主的な読書活動を行うことができるよう、積極的に読書環境の整備を図るために制定された法律。

### ※5 図書館法の改正

図書館は、図書館奉仕のため、学校教育を援助し、家庭教育の向上に資することとなるように留意し、図書館が行う事業として学習効果を活用して行う教育活動の機会を提供することなどに努めること、図書館の運営状況に関する評価・改善と情報提供に努める規程の整備、司書及び司書補の資格要件の見直し、文部科学大臣及び都道府県教育委員会は司書等の資質向上のために必要な研修の実施に努める規程などを追加した。

### ※6 著作権法の一部改正

視覚著作物をそのままの形で利用することが困難な人のために、求める著作物に対して録音、拡大、映像化などの加工を施すことが可能になった。

### ※7 第2期教育振興基本計画

基本施策に「良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備」を掲げ、「学校図書館図書整備5か年計画」等に基づく学校図書館設備の充実を図るとしている。

## ※8 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（「障害者差別解消法」）

国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とする法律。この法律によって、国や地方公共団体、独立行政法人、民間企業は障がい者の求めに応じて合理的配慮を行うことが義務付けられることになり、公共図書館では、読書に障がいがある人に対して、資料やサービスの充実をはかることが必要となった。

## ※9 学校図書館法の一部を改正する法律

学校図書館の職務に従事する職員を学校司書として位置付け、これを学校に置くよう努め、学校司書の資質の向上を図るため研修の実施その他の必要な措置を講ずるよう努めることとするよう改正された。

## ※10 「学校図書館ガイドライン」「学校司書のモデルカリキュラム」

文部科学省では2015年6月、学校図書館の運営に関わる基本的視点や、学校司書の資格・養成等のあり方に関して一定の指針を得ることを目的に、「学校図書館の整備充実に関する調査研究協力者会議」を設置し審議を行った。2016年10月、学校図書館のあるべき姿や学校司書養成のあり方等を盛り込んだ「これからの学校図書館の整備充実について（報告）」を公表。11月には、文部科学省から各都道府県教育委員会等に宛てて「学校図書館の整備充実について（通知）」が発表され、別添資料として「学校図書館ガイドライン」と「学校司書のモデルカリキュラム」が示された。

## ※11 第5次学校図書館図書整備5カ年計画

「学校図書館を、もっと身近で、使いやすく」をスローガンに、文科省が2017年度から始めた計画（平成29年度～令和3年度）。同計画では学校図書館の予算が増額され、新たに主権者教育の普及に必要な新聞配備、図書館教育に欠かせない学校司書の配置拡充が盛り込まれた。また、計画にともない、地方財政措置も行われている。

## ※12 視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）

視覚障がい者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的として、令和元年7月に施行された。

## ※13 小学生読書リーダー養成講座 中学生読書サポーター事業

小学生期における読書活動の充実と読書週間の定着を図ることを目的に「小学生読書リーダー活動推進事業」を県内全域で実施した。各地域で実施される「小学生読書リーダー養成講座」を修了し、「小学生読書リーダー」として県から認定された小学生が、各自の小学校で読書のリーダーとして活躍し、読書活動の推進を図った。

#### ※14 ふくおかうちどくりレー事業

小学生のいる家庭を対象に、「家読（うちどく）」を推進することにより、読書を通して家族のコミュニケーションを深め、小学生の読書週間の定着を図るため福岡県教育委員会が行った取組。

1班 5～6名の児童で「うちどく図書セット」（ジャンルの異なる推薦図書が数冊入ったセット）の本をリレーする。児童は家庭に1セットを持ち帰り、親子で読んで感想や意見を出し合い、「うちどくカード」に記入して、1週間で本をリレーバックに入れ、次の人に渡す。

#### ※15 「だっこDEブックプロジェクト」「絵本コンシェルジュ養成講座」

福岡県が、幼児期の子どもや保護者を対象として幼児期から読書に親しむ環境づくりを推進するため、平成22～27年度に「だっこDEブックプロジェクト」として、青少年アンビシャス運動の参加団体で、県内で読書活動を実施している団体を公募し、幼児期の子どもや保護者を対象として読み聞かせや啓発活動を実施した。

また平成28年度からは、乳幼児期の読み聞かせに関する知識や技能を身に付ける「絵本コンシェルジュ養成講座」を開催し、修了者を「絵本コンシェルジュ」として名簿登録している。絵本コンシェルジュは、子育て支援センターや子育てサロン等で、乳幼児と保護者が集う場所での読み聞かせや、年齢にあった絵本の選書方法や読み聞かせの大切さを話す啓発活動を行う。また、公立図書館での研修時の講師や読書ボランティア研修での助言等、読書ボランティアの資質向上を支援する。

#### ※16 ブックトーク

あるテーマにそって、何冊かのさまざまな分野の本を順序だてて紹介すること。

紹介した本を読んでみたいという気持ちを起こさせるだけでなく、知らなかった本や知らなかった分野に出会えることや本や読書の楽しさを知ることができる効果があり、読書の幅を広げるきっかけとなる。

#### ※17 読書ボランティア

子どもと本を結び付けるために、公共施設や学校などでおはなし会等の活動を行うボランティアのこと。

#### ※18 おはなし会

対象となる子どもの年齢にあわせて、絵本や紙芝居、ストーリーテリング（物語を覚えて本を使わずに語ること）等を組み合わせ、プログラムを作って、読み（語り）聞かせる会。主に図書館や学校、文庫、集会施設などで行われる。

#### ※19 ブックスタート事業

1992年に英国ブックトラストの推進により、イギリスのバーミンガムで始まった、絵本を介して赤ちゃんと保護者が暖かい時間を過ごすことを推奨する運動。自治体の乳幼児健診などの際に図書館職員やボランティアなどが、絵本の読み方や語りかけの方法を説明しながら絵本を手渡す。

## ※20 子ども読書の日

「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、2001年に子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、4月23日を「子ども読書の日」と定めた。国や地方公共団体に対し、子どもが本と出会うための事業を実施するよう求めている。

小郡市では、平成23年度から市立図書館と学校給食課が連携し、4月23日（土日にあたる場合は近い日）の小中学校の給食に、絵本に登場するメニューを1品加える「ものがたりレシピをいただきます」の事業を行っている。平成24年度からは、協力校（小学校）において、市長や教育長など学外からのゲストがテーマになった絵本をクラスで読み聞かせた後、ともに給食を食べる取組も行っている。

## ※21 家読

「朝の読書」で読書の習慣を身に付けた子どもたちを手本に、家庭でも読書を習慣付けようと、2006年に書籍等の取次会社(株)トーハンが提唱し始まった読書運動。本を介して家族間のコミュニケーションを深めることを目的とし、家族で一緒に本を読んで感想を語り合うことなどを勧めている。小郡市では、ブックスタートから家読へと、引き続き家庭での読書が習慣づけられることを推進している。

## ※22 朝の10分間読書

1988年に千葉県の高校教師（林公氏、大塚笑子氏）の提唱で始められ、全国の学校に広がった読書活動。学校で毎朝、授業の始まる前の10分程度、生徒と教師がそれぞれに、自分の読みたい本を読む。わずかな時間でも、毎日続けることで読書が習慣となり、読解力など学力向上のほか、生徒の問題行為が解消されるといった効果が上がっている。

## ※23 アニマシオン

スペインのジャーナリスト、モンセラ・サルトが、子どもに読書の楽しさを伝え、読む力を育てるために開発したグループ参加型の読書指導法。物語の登場人物を故意に誤って読み、間違いを指摘させるなど、さまざまな「作戦」と呼ばれる手法がある。深く読む習慣や読解力、コミュニケーション能力を養なうことを目的とする。

## ※24 ビブリオバトル

参加者が読んで面白いと思った本を持って集まり、順番に1人5分間で本を紹介し、「どの本が一番読みたくなかったか？」を投票して、最多票を集めたものを「チャンプ本」とする書評ゲーム。参加者は、いろいろな本に巡り会え、本を読むのが楽しくなる効果が得られる。

## ※25 OPAC（オパック）

Online Public Access Catalog の略。図書館において検索のため公共利用に供されるオンラインの蔵書目録。

## ※26 本はともだちプロジェクト

本好きの子どもを増やすために、市内の小中学校を対象に小郡市が取り組んでいる事業。各小中学校の読書活動への取り組みを報告し、優れた活動を行っている学校に対して表彰を行う「いきいき読書活動コンクール」と、読んで面白かった、人にすすめたい本をPOPにして紹介する「本のPOP講座」を行っている

## ※27 うちどくマスター

2019年度から小郡市で行っている家読推進の取組みのひとつ。家読の記録をするノート「うちどくダイアリー」を配布し、記録スペースがいっぱいになったら、「うちどくマスター」として認定し、認定証を授与する。

## ※28 ヤングアダルト

中高校生など、子どもと大人の中間に位置する年代の呼称で、ひとつの利用者層として捉えている。主に、図書館界や出版界で使用する用語。

## ※29 布の絵本

布などを使い、アップリケの手法で作られた絵本。ひもやボタン、スナップ、マジックテープなどを使い、絵がとりはずせるようになっており、肢体不自由児や視覚障がい児の機能訓練のために開発された。

## ※30 マルチメディアデイジー図書 ユニバーサルデザイン絵本

デイジー（DAISY）とは、Digital Accessible Information System の略。もともとは視覚障がい者の録音図書のために開発された。マルチメディアデイジーは、現在広く流通している音声デイジーのさらに進んだもので、音声とその部分のテキストや画像等がシンクロナイズ（同期化）して出力される。

ユニバーサルデザイン絵本とは、触って楽しむことができるように、絵本の絵の輪郭線が、隆起印刷されている。つるつるやざざらとした感触のものや、ふわふわの布が貼ってあるものもある。また、文字に点字が施されている。

# 子どもの読書活動の推進に関する法律

平成13年12月12日 法律第154号

## （目的）

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

## （基本理念）

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

## （国の責務）

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

## （地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## （事業者の努力）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

## （保護者の役割）

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

## （関係機関等との連携強化）

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

## （子ども読書活動推進基本計画）

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。

2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。

3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。

4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。

5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。

6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

## 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」の概要

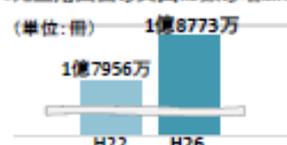
### 趣旨

2001年(平成13年)に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、おおむね5年(2018～2022年度)にわたる子供の読書活動推進に関する基本方針と具体的方策を明らかにする。

### 第三次基本計画期間における子供の読書活動に関する状況等

#### 主な現状

<児童用図書の出冊数の増加>



<全校一斉読書活動を行う学校の割合の増加>

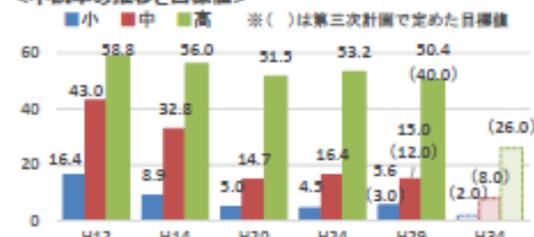
	H24	H28
小	96.4%	97.1%
中	88.2%	88.5%
高	40.8%	42.7%

#### 主な課題

- 小中学生の不読率※は、中長期的には改善傾向にあるが、高校生の不読率は依然として高い
- いずれの世代においても第三次計画で目標とした進捗での改善は図られていない

※不読率：1か月に一冊も本を読まない子供の割合

<不読率の推移と目標値>



#### 取り巻く情勢の変化

学校図書館法の改正(平成26年成立)  
専ら学校図書館の職務に従事する職員としての学校司書の法制化。学校司書への研修等の実施について規定。

学習指導要領の改訂(平成29,30年公示)  
総則において学校図書館の活用や読書活動の充実を規定。

情報化社会の進展

スマートフォンの普及やコミュニケーションツールの多様化。

### 分析

- ① 中学生までの読書習慣の形成が不十分
- ② 高校生になり読書の関心度合いの低下
- ③ スマートフォンの普及等による子供の読書環境への影響の可能性

各世代の施策に反映

### 計画改正の主なポイント

- ① 読書習慣の形成に向けて、発達段階ごとの効果的な取組を推進  
乳幼児期：絵本や物語を読んでもらい、興味を示すようになる等  
小学生期：多くの本を読んだり読書の幅を広げたりする読書等  
中学生期：内容に共感したり将来を考えたりする読書等  
高校生期：知的興味に応じた幅広い読書等
- ② 友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組を充実  
読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル)等の活動
- ③ 情報環境の変化が子供の読書環境に与える影響に関する実態把握・分析  
スマートフォンの利用と読書の関係等

### 推進体制

子供の読書環境を充実させるため、国・都道府県・市町村は、学校・図書館・民間団体・民間企業等、様々な機関と連携し、各種取組を充実・促進

市町村推進計画策定率  
◆第三次基本計画で定めた目標  
市：100% 町村：70%  
◆平成28年度実績  
市：88.6% 町村：63.6%

※H20末目標  
※第四次計画でも引き続き達成を目指す

市町村：計画未策定→策定、策定済→見直し、地域での幅広い関係者との連携等  
都道府県：高校生の不読率改善に関する取組実施(高校を所管する立場から)、市町村への蔵書貸出、計画未策定市町村への助言等  
国：情報環境と読書の関連調査・分析、地方公共団体への財政措置、国民の関心と理解の増進(子ども読書の日、優良事例の表彰等)等

## 第四次「子供の読書活動の推進に関する基本的な計画」 推進のための主な方策

- ポイント：** ①発達段階に応じた取組により、読書習慣を形成  
②友人同士で行う活動等を通じ、読書への関心を高める

### 家庭

- ◆家庭での読書の習慣付けの重要性の理解促進
- ◆家庭での読書活動への支援（次のような活動の推進）
  - ・読み聞かせ体験とともに乳幼児と保護者に絵本を手渡すブックスタート
  - ・子供を中心に家族で同じ本を読み、絆(きずな)の一層の深まりを目指す家読(うちどく) 等

### 学校等

- 【幼稚園・保育所等】
- ◆幼稚園教育要領・保育所保育指針等に基づき、絵本や物語に親しむ活動の充実と環境の整備
- 【小学校、中学校、高等学校等】
- ◆学習指導要領を踏まえた読書活動の推進
    - ・児童生徒の主体的、意欲的な読書活動の充実(学校図書館の計画的な利活用)
    - ・障害のある子供の読書活動の促進
  - ◆読書習慣の形成、読書の機会の確保
    - 全校一斉の読書活動、卒業までの読書目標の設定、子供による図書紹介 等
  - ◆学校図書館の整備・充実
    - ・学校図書館図書整備等5か年計画の推進
    - ・学校図書館図書標準の達成
    - ・情報化の推進
    - ・司書教諭・学校司書等の人的配置促進

### 地域

- ◆図書館未設置市町村における設置  
設置率(H27)：市98.4%、市61.5%、村26.2%
- ◆図書館資料、施設等の整備・充実
  - 移動図書館の活用、情報化の推進、児童室等の整備、障害のある子供のための諸条件の整備・充実 等
- ◆図書館における子供や保護者を対象とした取組の企画・実施
  - ・読み聞かせ会等の企画・実施
  - ・インターネット等を活用した情報提供
- ◆司書・司書補の適切な配置・研修の充実
- ◆学校図書館やボランティア等との連携・協力
  - ・学校図書館や地域の関係機関との連携
  - ・ボランティア活動の促進
  - ・地域学校協働活動における読書活動の推進

### 子供の読書への関心を高める取組

- ◆友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取組
  - 読書会、図書委員、「子ども司書」、ブックトーク、書評合戦(ビブリオバトル) 等

### 民間団体の活動への支援

- ◆民間団体やボランティアの取組の周知
- ◆活動への助成（子どもゆめ基金）

### 普及啓発活動

- ◆「子ども読書の日」(4月23日)
- ◆「文字・活字文化の日」(10月27日)
- ◆優れた取組の奨励(地方自治体・学校・図書館・民間団体・個人を表彰 等)

## 文字・活字振興法

平成17年7月29日 法律第91号

### (目的)

第1条 この法律は、文字・活字文化が、人類が長い歴史の中で蓄積してきた知識及び知恵の継承及び向上、豊かな人間性の涵養並びに健全な民主主義の発達に欠くことのできないものであることにかんがみ、文字・活字文化の振興に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、文字・活字文化の振興に関する必要な事項を定めることにより、我が国における文字・活字文化の振興に関する施策の総合的な推進を図り、もって知的で心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この法律において「文字・活字文化」とは、活字その他の文字を用いて表現されたもの（以下この条において「文章」という。）を読み、及び書くことを中心として行われる精神的な活動、出版活動その他の文章を人に提供するための活動並びに出版物その他のこれらの活動の文化的所産をいう。

### (基本理念)

第3条 文字・活字文化の振興に関する施策の推進は、すべての国民が、その自主性を尊重されつつ、生涯にわたり、地域、学校、家庭その他の様々な場において、居住する地域、身体的な条件その他の要因にかかわらず、等しく豊かな文字・活字文化の恵沢を享受できる環境を整備することを旨として、行われなければならない。

2 文字・活字文化の振興に当たっては、国語が日本文化の基盤であることに十分配慮されなければならない。

3 学校教育においては、すべての国民が文字・活字文化の恵沢を享受することができるようにするため、その教育の課程の全体を通じて、読む力及び書く力並びにこれらの力を基礎とする言語に関する能力（以下「言語力」という。）の涵養に十分配慮されなければならない。

### (国の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、文字・活字文化の振興に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

### (地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、文字・活字文化の振興に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

### (関係機関等との連携強化)

第6条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策が円滑に実施されるよう、図書館、教育機関その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

### (地域における文字・活字文化の振興)

第7条 市町村は、図書館奉仕に対する住民の需要に適切に対応できるようにするため、必要な数の公立図書館を設置し、及び適切に配置するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、公立図書館が住民に対して適切な図書館奉仕を提供することができるよう、司書の充実等の人的体制の整備、図書館資料の充実、情報化の推進等の物的条件の整備その他の公立図書館の運営の改善及び向上のために必要な施策を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、大学その他の教育機関が行う図書館の一般公衆への開放、文字・活字文化に係る公開講座の開設その他の地域における文字・活字文化の振興に貢献する活動を促進するため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

4 前三項に定めるもののほか、国及び地方公共団体は、地域における文字・活字文化の振興を図るため、文字・活字文化の振興に資する活動を行う民間団体の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（学校教育における言語力の涵養）

第8条 国及び地方公共団体は、学校教育において言語力の涵養が十分に図られるよう、効果的な手法の普及その他の教育方法の改善のために必要な施策を講ずるとともに、教育職員の養成及び研修の内容の充実その他のその資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、学校教育における言語力の涵養に資する環境の整備充実を図るため、司書教諭及び学校図書館に関する業務を担当するその他の職員の充実等の人的体制の整備、学校図書館の図書館資料の充実及び情報化の推進等の物的条件の整備等に関し必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の国際交流）

第9条 国は、できる限り多様な国の文字・活字文化が国民に提供されるようにするとともに我が国の文字・活字文化の海外への発信を促進するため、我が国においてその文化が広く知られていない外国の出版物の日本語への翻訳の支援、日本語の出版物の外国語への翻訳の支援その他の文字・活字文化の国際交流を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

（学術的出版物の普及）

第10条 国は、学術的出版物の普及が一般に困難であることにかんがみ、学術研究の成果についての出版の支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（文字・活字文化の日）

第11条 国民の間に広く文字・活字文化についての関心と理解を深めるようにするため、文字・活字文化の日を設ける。

2 文字・活字文化の日は、十月二十七日とする。

3 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

（財政上の措置等）

第12条 国及び地方公共団体は、文字・活字文化の振興に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## 国民読書年に関する決議

平成20年6月6日

### <衆議院本会議>

#### 国民読書年に関する決議(第一六九回国会、決議第二号)

文字・活字は、人類が生み出した文明の根源をなす崇高な資産であり、これを受け継ぎ、発展させて心豊かな国民生活と活力あふれる社会の実現に資することは、われわれの重要な責務である。

しかしながら、我が国においては近年、年齢や性別、職業等を越えて活字離れ、読書離れが進み、読解力や言語力の衰退が我が国の精神文明の変質と社会の劣化を誘引する大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我が国の国会はこうした危機意識から、平成十一年(西暦一九九九年)に「子ども読書年に関する決議」を衆参両院で採択、平成十三年(西暦二〇〇一年)には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定、さらに平成十七年(西暦二〇〇五年)には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を政府とともに進めてきた。

学校における「朝の読書運動」の急速な浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書グループの活性化など、国民の間の「読み・書き」運動の復活、振興などはその効果の顕著な例である。

こうした気運の一層の発展をめざし、われわれは「文字・活字文化振興法」の制定から五年目の平成二十二年(西暦二〇一〇年)を新たに「国民読書年」と定め、政官民協力のもと、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

(笹川堯君外十二名提出)

### <参議院本会議>

#### 国民読書年に関する決議

文字・活字によって、人類はその英知を後世に伝えてきた。この豊穡で深遠な知的遺産を受け継ぎ、更に発展させ、心豊かな社会の実現につなげていくことは、今の世に生きる我々が負うべき重大な責務である。

しかし、近年我が国でも「活字離れ」と言われて久しく、年齢層を問わず、読書への興味が薄れていると言わざるを得ない。これが言語力、読解力の衰退や精神文明の変質の大きな要因の一つとなりつつあることは否定できない。

我々はこの事実を深刻なものと受け止め、読書の価値を見直し、意識の啓発を目指し、政府と協力してあらゆる活動を行ってきた。一九九九年に「子ども読書年に関する決議」を両院で採択、二〇〇一年には「子どもの読書活動の推進に関する法律」を立法、さらに二〇〇五年には「文字・活字文化振興法」を制定し、具体的な施策の展開を推し進めてきた。

それらに呼応して「朝の十分間読書運動」の浸透、読書の街づくりの広がり、様々な読書に関する市民活動の活性化など、読書への国民の意識は再び高まりつつある。

この気運を更に高め、真に躍動的なものにしていくため、二〇一〇年を新たに「国民読書年」と定めたいと思う。これにより、政官民が協力し、国をあげてあらゆる努力を重ねることをここに宣言する。

右決議する。

(西岡武夫君外六名発議)

## 「学校図書館ガイドライン」

学校図書館をめぐる現状と課題を踏まえ、さらなる学校図書館の整備充実を図るため、教育委員会や学校等にとって参考となるよう、学校図書館の運営上の重要な事項についてその望ましい在り方を示す、「学校図書館ガイドライン」を定める。同ガイドラインは以下の構成とする。

- (1) 学校図書館の目的・機能
- (2) 学校図書館の運営
- (3) 学校図書館の利活用
- (4) 学校図書館に携わる教職員等
- (5) 学校図書館における図書館資料
- (6) 学校図書館の施設
- (7) 学校図書館の評価

### (1) 学校図書館の目的・機能

・学校図書館は、学校図書館法に規定されているように、学校教育において欠くことのできない基礎的な設備であり、図書館資料を収集・整理・保存し、児童生徒及び教職員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに児童生徒の健全な教養を育成することを目的としている。

・学校図書館は、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能と、児童生徒の学習活動を支援したり、授業の内容を豊かにしてその理解を深めたりする「学習センター」としての機能とともに、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応したり、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成したりする「情報センター」としての機能を有している。

### (2) 学校図書館の運営

・校長は、学校図書館の館長としての役割も担っており、校長のリーダーシップの下、学校経営方針の具現化に向けて、学校は学校種、規模、児童生徒や地域の特性なども踏まえ、学校図書館全体計画を策定するとともに、同計画等に基づき、教職員の連携の下、計画的・組織的に学校図書館の運営がなされるよう努めることが望ましい。例えば、教育委員会が校長を学校図書館の館長として指名することも有効である。

・学校は、必要に応じて、学校図書館に関する校内組織等を設けて、学校図書館の円滑な運営を図るよう努めることが望ましい。図書委員等の児童生徒が学校図書館の運営に主体的に関わることも有効である。

・学校図書館は、可能な限り児童生徒や教職員が最大限自由に利活用できるよう、また、一時的に学級になじめない子供の居場所となりうることも踏まえ、児童生徒の登校時から下校時までの開館に努めることが望ましい。また、登校日等の土曜日や長期休業日等にも学校図書館を開

館し、児童生徒に読書や学習の場を提供することも有効である。

- ・学校図書館は、学校図書館便りや学校のホームページ等を通じて、児童生徒、教職員や家庭、地域など学校内外に対して、学校図書館の広報活動に取り組むよう努めることが望ましい。

- ・学校図書館は、他の学校の学校図書館、公共図書館、博物館、公民館、地域社会等と密接に連携を図り、協力するよう努めることが望ましい。また、学校図書館支援センターが設置されている場合には同センターとも密接に連携を図り、支援を受けることが有効である。

### (3) 学校図書館の利活用

- ・学校図書館は、児童生徒の興味・関心等に応じて、自発的・主体的に読書や学習を行う場であるとともに、読書等を介して創造的な活動を行う場である。このため、学校図書館は児童生徒が落ち着いて読書を行うことができる、安らぎのある環境や知的好奇心を醸成する開かれた学びの場としての環境を整えるよう努めることが望ましい。

- ・学校図書館は、児童生徒の学校内外での読書活動や学習活動、教職員の教育活動等を支援するため、図書等の館内・館外貸出しなど資料の提供を積極的に行うよう努めることが望ましい。また、学校図書館に所蔵していない必要な資料がある場合には、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うよう努めることが望ましい。

- ・学校は、学習指導要領等を踏まえ、各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的・意欲的な学習活動や読書活動を充実するよう努めることが望ましい。その際、各教科等を横断的に捉え、学校図書館の利活用を基にした情報活用能力を学校全体として計画的かつ体系的に指導するよう努めることが望ましい。

- ・学校は、教育課程との関連を踏まえた学校図書館の利用指導・読書指導・情報活用に関する各種指導計画等に基づき、計画的・継続的に学校図書館の利活用が図られるよう努めることが望ましい。

- ・学校図書館は、教員の授業づくりや教材準備に関する支援や資料相談への対応など教員の教育活動への支援を行うよう努めることが望ましい。

### (4) 学校図書館に携わる教職員等

- ・学校図書館の運営に関わる主な教職員には、校長等の管理職、司書教諭や一般の教員（教諭等）、学校司書等があり、学校図書館がその機能を十分に発揮できるよう、各者がそれぞれの立場で求められている役割を果たした上で、互いに連携・協力し、組織的に取り組むよう努めることが望ましい。

- ・校長は、学校教育における学校図書館の積極的な利活用に関して学校経営方針・計画に盛り込み、その方針を教職員に対し明示するなど、学校図書館の運営・活用・評価に関してリーダーシップを強く発揮するよう努めることが望ましい。

- ・教員は、日々の授業等も含め、児童生徒の読書活動や学習活動等において学校図書館を積極的に活用して教育活動を充実するよう努めることが望ましい。

- ・学校図書館がその機能を十分に発揮するためには、司書教諭と学校司書が、それぞれに求められる役割・職務に基づき、連携・協力を特に密にしつつ、協働して学校図書館の運営に当たるよう努めることが望ましい。具体的な職務分担については、各学校におけるそれぞれの配置状況

等の実情や学校全体の校務のバランス等を考慮して柔軟に対応するよう努めることが望ましい。

・司書教諭は、学校図書館の専門的職務をつかさどり、学校図書館の運営に関する総括、学校経営方針・計画等に基づいた学校図書館を活用した教育活動の企画・実施、年間読書指導計画・年間情報活用指導計画の立案、学校図書館に関する業務の連絡調整等に従事するよう努めることが望ましい。また、司書教諭は、学校図書館を活用した授業を実践するとともに、学校図書館を活用した授業における教育指導法や情報活用能力の育成等について積極的に他の教員に助言するよう努めることが望ましい。

・学校司書は、学校図書館を運営していくために必要な専門的・技術的職務に従事するとともに、学校図書館を活用した授業やその他の教育活動を司書教諭や教員とともに進めるよう努めることが望ましい。具体的には、1 児童生徒や教員に対する「間接的支援」に関する職務、2 児童生徒や教員に対する「直接的支援」に関する職務、3 教育目標を達成するための「教育指導への支援」に関する職務という3つの観点に分けられる。

・また、学校司書がその役割を果たすとともに、学校図書館の利活用が教育課程の展開に寄与するかたちで進むようにするためには、学校教職員の一員として、学校司書が職員会議や校内研修等に参加するなど、学校の教育活動全体の状況も把握した上で職務に当たることも有効である。

・また、学校や地域の状況も踏まえ、学校司書の配置を進めつつ、地域のボランティアの方々の協力を得て、学校図書館の運営を行っていくことも有効である。特に特別支援学校の学校図書館においては、ボランティアの協力は重要な役割を果たしている。

## (5) 学校図書館における図書館資料

### 1 図書館資料の種類

・学校図書館の図書館資料には、図書資料のほか、雑誌、新聞、視聴覚資料（CD、DVD等）、電子資料（CD-ROM、ネットワーク情報資源（ネットワークを介して得られる情報コンテンツ）等）、ファイル資料、パンフレット、自校独自の資料、模型等の図書以外の資料が含まれる。

・学校は、学校図書館が「読書センター」、「学習センター」、「情報センター」としての機能を発揮できるよう、学校図書館資料について、児童生徒の発達段階等を踏まえ、教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養の育成に資する資料構成と十分な資料規模を備えるよう努めることが望ましい。

・選挙権年齢の引下げ等に伴い、児童生徒が現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力等を身につけることが一層重要になっており、このような観点から、児童生徒の発達段階に応じて、新聞を教育に活用するために新聞の複数紙配備に努めることが望ましい。

・小学校英語を含め、とりわけ外国語教育においては特に音声等の教材に、理科等の他の教科においては動画等の教材に学習上の効果が見込まれることから、教育課程の展開に寄与するデジタル教材を図書館資料として充実するよう努めることが望ましい。

・発達障害を含む障害のある児童生徒や日本語能力に応じた支援を必要とする児童生徒の自立や社会参画に向けた主体的な取組を支援する観点から、児童生徒一人一人の教育的ニーズに応

じた様々な形態の図書館資料を充実するよう努めることが望ましい。例えば、点字図書、音声図書、拡大文字図書、LLブック、マルチメディアデージー図書、外国語による図書、読書補助具、拡大読書器、電子図書等の整備も有効である。

## 2 図書館資料の選定・提供

・学校は、特色ある学校図書館づくりを推進するとともに、図書館資料の選定が適切に行われるよう、各学校において、明文化された選定の基準を定めるとともに、基準に沿った選定を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。

・図書館資料の選定等は学校の教育活動の一部として行われるものであり、基準に沿った図書選定を行うための校内組織を整備し、学校組織として選定等を行うよう努めることが望ましい。

・学校は、図書館資料について、教育課程の展開に寄与するという観点から、文学（読み物）やマンガに過度に偏ることなく、自然科学や社会科学等の分野の図書館資料の割合を高めるなど、児童生徒及び教職員のニーズに応じた偏りのない調和のとれた蔵書構成となるよう選定に努めることが望ましい。

・学校図書館は、必要に応じて、公共図書館や他の学校の学校図書館との相互貸借を行うとともに、インターネット等も活用して資料を収集・提供することも有効である。

## 3 図書館資料の整理・配架

・学校は、図書館資料について、児童生徒及び教職員がこれを有効に利活用できるように原則として日本十進分類法（NDC）により整理し、開架式により、配架するよう努めることが望ましい。

・図書館資料を整理し、利用者の利便性を高めるために、目録を整備し、蔵書のデータベース化を図り、貸出し・返却手続及び統計作業等を迅速に行えるよう努めることが望ましい。また、地域内の学校図書館において同一の蔵書管理システムを導入し、ネットワーク化を図ることも有効である。

・館内の配架地図や館内のサイン、書架の見出しを設置するなど、児童生徒が自ら資料を探ることができるように配慮・工夫することや、季節や学習内容に応じた掲示・展示やコーナーの設置などにより、児童生徒の読書意欲の喚起、調べ学習や探究的な学習に資するように配慮・工夫するよう努めることが望ましい。また、学校図書館に、模型や実物、児童生徒の作品等の学習成果物を掲示・展示することも有効である。

・学校図書館の充実が基本であるが、児童生徒が気軽に利活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架することも有効である。なお、分散配架した図書も学校図書館の図書館資料に含まれるものであり、学校図書館運営の一環として管理するよう努めることが望ましい。

## 4 図書館資料の廃棄・更新

・学校図書館には、刊行後時間の経過とともに誤った情報を記載していることが明白になった図書や、汚損や破損により修理が不可能となり利用できなくなった図書等が配架されている例も

あるが、学校は、児童生徒にとって正しい情報や図書館資料に触れる環境整備の観点や読書衛生の観点から適切な廃棄・更新に努めることが望ましい。

- ・図書館資料の廃棄と更新が適切に行われるよう、各学校等において、明文化された廃棄の基準を定めるとともに、基準に沿った廃棄・更新を組織的・計画的に行うよう努めることが望ましい。

- ・廃棄と更新を進めるに当たって、貴重な資料が失われないようにするために、自校に関する資料や郷土資料など学校図書館での利用・保存が困難な貴重な資料については、公共図書館等に移管することも考えられる。

#### (6) 学校図書館の施設

- ・文部科学省では、学校施設について、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために、計画及び設計における留意事項を学校種ごとに「学校施設整備指針」として示している。この学校施設整備指針において、学校図書館の施設についても記述されており、学校図書館の施設については、学校施設整備指針に留意して整備・改善していくよう努めることが望ましい。

- ・また、これからの学校図書館には、主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニングの視点からの学び）を効果的に進める基盤としての役割も期待されており、例えば、児童生徒がグループ別の調べ学習等において、課題の発見・解決に向けて必要な資料・情報の活用を通じた学習活動等を行うことができるよう、学校図書館の施設を整備・改善していくよう努めることが望ましい。

#### (7) 学校図書館の評価

- ・学校図書館の運営の改善のため、PDCA サイクルの中で校長は学校図書館の館長として、学校図書館の評価を学校評価の一環として組織的に行い、評価結果に基づき、運営の改善を図るよう努めることが望ましい。

- ・評価に当たっては、学校関係者評価の一環として外部の視点を取り入れるとともに、評価結果や評価結果を踏まえた改善の方向性等の公表に努めることが望ましい。また、コミュニティ・スクールにおいては、評価に当たって学校運営協議会を活用することも考えられる。

- ・評価は、図書館資料の状況（蔵書冊数、蔵書構成、更新状況等）、学校図書館の利活用の状況（授業での活用状況、開館状況等）、児童生徒の状況（利用状況、貸出冊数、読書に対する関心・意欲・態度、学力の状況等）等について行うよう努めることが望ましい。評価に当たっては、アウトプット（学校目線の成果）・アウトカム（児童生徒目線の成果）の観点から行うことが望ましいが、それらを支える学校図書館のインプット（施設・設備、予算、人員等）の観点にも十分配慮するよう努めることが望ましい。

## 読書ボランティアグループ一覧

令和2年3月現在

No	団体名	主な活動
1	大原小おはなし会 おはなしブーケ *	大原小学校で朝読の時間に絵本の読み聞かせを行っている。
2	おはなし希鈴(きりん) *	のぞみが丘小学校などで、絵本、紙芝居、パネルシアター、手遊びなどのおはなし会を開催している。
3	おはなし畑 *	小中学校などで絵本の読みきかせ、ストーリーテリング、ブックトークなどを行っている。
4	お話しひょうたん島 *	味坂小学校の朝読の時間に絵本の読み聞かせを行っている。
5	おはなしポケット *	立石小学校などで主に絵本の読みきかせを行っている。
6	おはなしほっぺ *	毎月第3水曜日に市立図書館で乳幼児とその保護者向けにおはなし会を開催している。
7	おはなし朗読 ことだま *	保育所(園)、幼稚園、学校などで、語りや小道具を用いたおはなしやわらべうた、遊び、詩の朗読、読み聞かせなどの活動を行っている。
8	七夕おはなし会 *	シニア世代の会員が、市内の保育所、幼稚園、小中学校などで絵本の読み聞かせ、手遊び、紙芝居、パネルシアターなどの実演を行っている。
9	布の絵本の会 おりひめ	月1回の定例会で布の絵本の制作を行い、出来上がった絵本は市立図書館に寄贈している。
10	ハニービズケット 三国おはなし会 *	三国小・中学校を中心に絵本の読み聞かせや、語り等の活動。ふれあい館三国で定期的におはなし会を開催している。

※「\*」がついた団体は、小郡市「子どもの読書」関連団体連絡協議会会員

## 小郡市子どもの読書活動推進計画策定委員会委員

令和元年9月

No	区 分	氏 名	所 属
1	識見を有する者	篠 原 忍	福岡女学院大学名誉教授
2	関係団体を代表する者	石 川 由美子	民生委員・児童委員協議会代表
3		行 徳 恵美子	小郡市保育協会代表
4		中 原 利 恵	小郡幼稚園
5		吉 岡 智 美	小郡市小学校長会代表
6		柴 田 美由紀	小郡市中学校長会代表
7		石 本 月 洋	小郡市内高等学校長代表
8		平 安 清 史	小郡市小・中学校PTA会長代表
9		長 廣 学	小郡市自治公民館連絡協議会代表
10		坂 川 聖	小郡市「子どもの読書」関連団体連絡協議会代表
11		笠 一 生	北筑後教育事務所社会教育室
12	裕 村 隆 毅	福岡県立図書館企画協力課	
13	林 智香子	児童発達支援センターゆう 園長	
14	公募に応じた者	黒 岩 英理香	
15		三 木 さおり	

\*任期：平成27年7月1日～令和2年3月31日

「小郡市子ども読書活動推進計画」(第4次)

令和2年3月

小郡市 小郡市教育委員会 小郡市立図書館

事務局：小郡市立図書館

〒838-0142 小郡市大板井 136-1 TEL 0942-72-4319